

届出(記録)の修正・取消

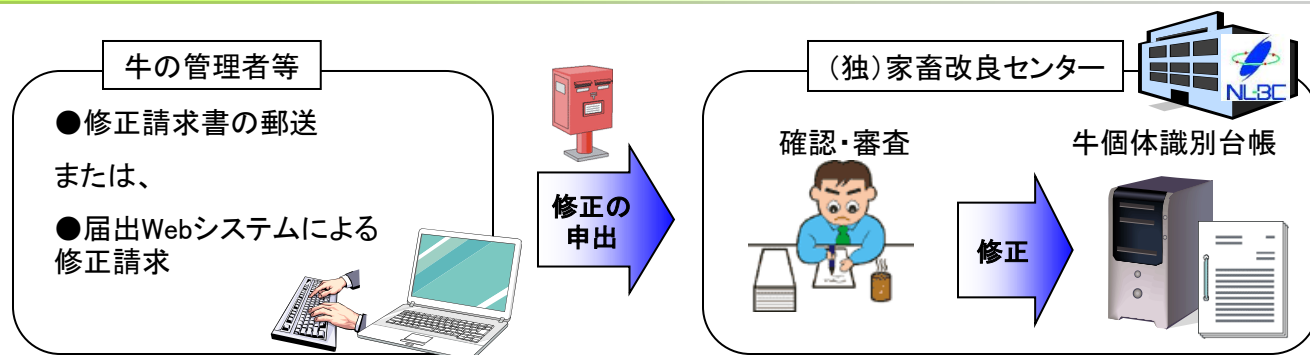
(1) 届出(記録)の修正・取消

牛の管理者(農家)は、自分が管理している牛の出生・異動情報の記録を修正又は取消する場合には、センターに修正※¹・取消※²の請求を行うことができます。

※¹ 修正とは、牛個体識別台帳(全国データベース)に記録されている誤った出生・異動情報を消去し、出生又は異動の正しい内容の再届出(記録)を行うことです。

※² 取消とは、牛個体識別台帳(全国データベース)に記録されている誤った出生・異動情報を消去することです。

(2) 修正の流れ



(3) 修正・取消の手続について

ア 郵送による方法

牛の管理者(農家)は、届出(記録)を修正・取消するときは、修正請求書※に必要事項を記載し、押印の上、(独)家畜改良センター個体識別部宛に郵送してください。【お電話やメール、FAXでの受付は行っておりません。お急ぎの方は、農林水産省 地方農政局 県域拠点にご相談願います。(P59)】

修正請求書は、本誌P35~41又は牛個体識別情報検索サービスのホームページから入手可能です。
詳細はこちら → <https://www.id.nlbc.go.jp/data/syusei.html>

※ 自分が届出を行った記録の修正・取消を行う場合は、【別紙1】(P35参照)、自分以外の牛の管理者(農家)が届出を行った記録の修正・取消を行う場合は、【別紙2】(P37参照)です。なお、【別紙2】で修正請求を行う場合は、正しい内容を証明するための書類(血統登録証の写し等)の添付が必要です。

【修正請求書の郵送先】

〒961-8511

独立行政法人 家畜改良センター 個体識別部

(上記のとおり、住所は省略して記載しても郵送されます。)

イ 届出Webシステムによる方法

- 「届出Webシステム」の操作方法については、こちらの操作マニュアルをご覧ください。
→ <https://www.id.nlbc.go.jp/data/wns.html>



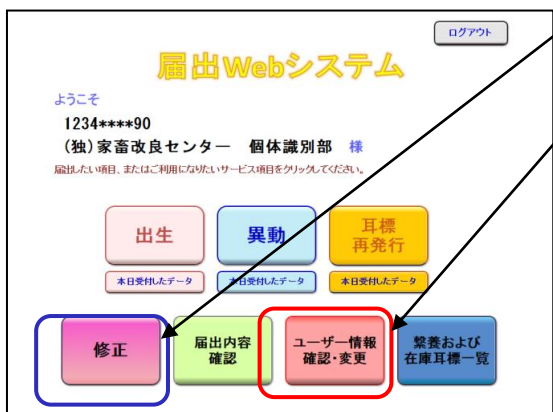
(ア) 主な特徴

- 届出Webシステムでの届出(報告)に必要な初期登録を行っていただければ、ご自身で届出(報告)された内容に限り修正請求が可能です。
- 請求の当日または翌日に修正を行います(土・日・祝日の場合は、休日明けに修正を行うため日数がかかります)。
- 家畜個体識別代行報告システム(P18)の利用手続きを行い、代行報告した届出(報告)内容を修正請求することも可能です。
- 記録の修正が完了すると、電子メールでお知らせします。

(イ) 利用方法

届出Webシステム

I. トップ画面



1. メニュー「修正」より修正画面へ進みます。この機能を利用するには、事前に認証コードを取得しておく必要があります。

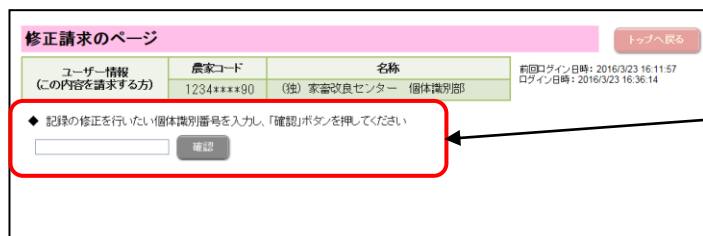
【認証コードの取得方法】

- ① トップ画面の「ユーザー情報確認・変更」をクリックします。
- ② 「認証コード入力・発行」をクリックします。
- ③ 認証コードを「発行する」をクリックする。
- ④ 送信先として表示されているメールアドレスに認証コードを記載したメールが送信されます。
- ⑤ メールを受信し、記載されている認証コードを入力し、「確認する」→「戻る」→「TOPへ戻る」をクリックします。
- ⑥ トップ画面(メニュー画面)に「認証コード確認済」と表示されます。

(注意)

- ◆ 認証コードは「発行する」ボタンを押すたびに更新され、最後に発行したもののみ有効です。
- ◆ 発行した認証コードの有効期限は当日限りです。翌日以降は、再度発行して下さい。
- ◆ 一度認証コード確認を行うと、ログアウトするまで有効です。修正、繋養牛および在庫耳標一覧等の出力の都度、認証コードを確認する必要はありません。

(ログアウトした場合は、再度認証コードの確認を行ってください)



2. トップ画面の「修正」をクリックすると「修正請求のページ」が表示されます。修正を行う個体識別番号を入力し、「確認」をクリックします。

II.修正・取消請求画面

修正請求のページ(異動履歴一覧画面)

ユーザー情報 (この内容を請求する方)	農家コード 1234****90	名称 (独) 家畜改良センター 個体識別部	前回ログイン日時: 2016/3/24 10:42:01 ログイン日時: 2016/3/24 15:34:22
------------------------	---------------------	--------------------------	--

◆ 修正請求を行える履歴は「修正の可否」に表示のとおりです。該当するものを押してください。

No.	飼養都道府県	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地	氏名または名称	修正の可否
1	福島県	出生	2016/3/15	西白河郡西郷村	(独) 家畜改良センター 個体識別部	修正可

戻る

3. 入力した個体識別番号の履歴が表示されます。このうち、修正できるものは「修正可」と表示されます。

なお、修正できない履歴は「修正不可」、修正請求中の履歴は「修正中」と表示されクリックできません。

修正請求のページ(出生届出修正画面)

ユーザー情報 (この内容を請求する方)	農家コード 1234****90	名称 (独) 家畜改良センター 個体識別部	前回ログイン日時: 2016/3/24 10:42:01 ログイン日時: 2016/3/24 15:34:22
------------------------	---------------------	--------------------------	--

◆ 履歴の一部を修正する場合には、修正したい内容を入力し、「修正する」ボタンを押してください。履歴すべてを取消す場合には、「取消する」ボタンを押してください。

【出生】

農家コード	1234****90
氏名または名称	(独) 家畜改良センター 個体識別部
個体識別番号	*****
出生年月日	2016/03/15
雌雄の別	●1.オス ○2.メス
母牛個体識別番号	*****
種別	1.ホルスタイン種

修正する 取消する 戻る

4. 修正したい内容を変更し、「修正する」をクリックします。履歴を全て取り消す場合には、「取消する」をクリックします。

修正請求のページ(出生届出修正画面)

ユーザー情報 (この内容を請求する方)	農家コード 1234****90	名称 (独) 家畜改良センター 個体識別部	前回ログイン日時: 2016/3/24 10:42:01 ログイン日時: 2016/3/24 15:34:22
------------------------	---------------------	--------------------------	--

◆ 一度報告された修正内容は訂正出来ませんので、内容を良くご確認の上、「修正する」ボタンを押してください。

【出生】

農家コード	1234****90
氏名または名称	(独) 家畜改良センター 個体識別部
個体識別番号	*****
出生年月日	2016/03/15
雌雄の別	1.オス
母牛個体識別番号	*****
種別	1.ホルスタイン種

修正する 戻る

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(以下、法という。)第9条(出生及び輸入の届出)、第11条(譲渡し等及び譲受け等の届出)、第12条(変更の届出)又は第13条(死亡、とさつ及び輸出の届出)に基づく届出に誤りがあったので、当該届出のうち誤りのあった事項を取り消すとともに、上記のとおり法第9条又は第11条から第13条に基づき届出いたします。

5. 確認画面が表示されますので、よろしければ、「修正する」または、「取消する」をクリックします。

III.完了画面

修正請求のページ(修正請求完了画面)

ユーザー情報 (この内容を請求する方)	農家コード 1234****90	名称 (独) 家畜改良センター 個体識別部	前回ログイン日時: 2016/3/24 10:42:01 ログイン日時: 2016/3/24 15:34:22
------------------------	---------------------	--------------------------	--

***** の修正(取消) 請求を受付ました。

請求の内容は、家畜改良センターで確認を行います。請求後、直ちに反映はされません。履歴への反映まで数日かかる場合があります。

修正を行う個体識別番号を入力する画面に戻る

(4) 受付から修正・取消までの日数

ア 郵送の場合：受付後1～4日後

修正請求書【別紙1】(P35)がセンターに到着した当日又は翌日に修正を行います。

しかし、必要に応じて、本人に内容確認を行う場合や【別紙2】(P37)の請求に基づき、元の届出(報告)を行った牛の管理者に(出生農家等)に確認を行う場合は、修正するまで数日間かかることがあります。

イ 届出Webシステムからの場合：当日～翌日

センターが休日の日(土曜・日曜・祝日など)に申出(請求)を行った場合は、休日明けに修正内容の確認をし、修正を行います。

なお、郵送の場合と同様、修正内容によっては本人又は元の届出(報告)を行った管理者等に内容確認を求めることがあり、修正するまで数日間かかることがあります。

(5) 修正請求があった場合の確認依頼書

他の牛の管理者(農家)が届出(報告)を行った記録の修正の場合は、当該届出(報告)を行った牛の管理者(農家)に対してセンターから、FAX又は郵送により確認依頼書【別紙3】(P39)を送付し、修正内容の確認をお願いしています。

確認依頼書【別紙3】が届いた場合は、内容確認の上、必要事項を記入し、センターあてにFAX又は郵送で返信してください。

ご返答がないと修正することができませんので、必ずご返答をお願いします。

● 注意事項

① 修正請求を受理できない場合

農家コード及び個体識別番号の修正は行っていませんので受理できません。

また、修正請求書に未記入や不明な点(誤り)がある場合も受理できません。

このように、修正請求書を受理できない場合は、請求者にご連絡します。

なお、農家コード及び個体識別番号を誤って届出(報告)し、牛個体識別台帳(全国データベース)に記録されている場合は、最寄りの農林水産省 地方農政局 県域拠点(P59)にご相談ください。

② 修正請求の処理結果について

現在、届出Webシステムからの修正請求以外は、修正請求の手続が完了した旨の連絡を行っていません。センターの「牛の個体識別情報検索サービス」の画面によって、自分の行った修正内容の確認をお願いします。

③ 地方農政局 県域拠点による修正について

牛の個体情報(生年月日、種別、性別、母牛の個体識別番号)については、農林水産省 地方農政局 県域拠点でも修正が可能ですので、お急ぎの方は地方農政局 県域拠点にご相談ください。(P59)
(最寄りの農林水産省 地方農政局 県域拠点連絡先：<https://www.id.nlbc.go.jp/data/moyori.html>)